

交流及び共同学習（居住地校交流）

～地域で共に学び、共に生きる共生社会の形成に向けて～

福島県立いわき支援学校

居住地校交流とは

交流及び共同学習の中でも、特別支援学校に通っている子どもたちが、自分の住んでいる地域の小学校に行き、一緒に学習することです。小学校では、共に助け合い、支えあって生きていくことの大切さを学び、特別支援学校では、将来の生活基盤となる地域での自立と社会参加のきっかけをつくるとともに、共生社会の形成に向けた取り組みを目的とします。

居住地校交流 1日の流れ（例）



居住地校交流は、在籍校の教育課程に位置付けて実施するため、本校の教員が引率し、適宜指導、支援をします。

居住地校交流を進めるにあたって

（１）交流回数・交流時間について

対象となる児童の実態や交流校の状況等を考慮し、交流校と検討しながら設定しています。

回数は年に１回、時間は２・３校時や１～４校時、給食も含めて５校時までの交流と、児童に応じて様々です。

（２）交流学級について

対象となる児童の実態や学年、交流校の状況等を考慮し、交流校と検討しながら決定しています。通常の学級のみでの交流という形もありますし、主として特別支援学級と交流し、本校児童が同学年の友達と一緒に学習しやすい音楽や体育などの教科を、通常学級で学習するという形もあります。

また、本校には環境の変化や集団参加が苦手な児童もおり、特に低学年の内は、小集団からスタートし、継続した交流を実施する中で、徐々に集団を大きくしていく方がよい児童もいます。そのような場合は、本校から特別支援学級との交流を提案することもあります。

子どもたちや学校の状況等に応じて、柔軟に検討していきます。



（３）活動内容について

活動内容の設定にあたっては、児童の実態や配慮事項等の情報を互いに共有しながら、計画を作成していきます。基本的には、交流に向けた特別な活動を設定するということではなく、小学校の日々の授業に本校児童が参加し、個々の児童のねらいをもとに、本校教員が適宜指導、支援しながら一緒に学習に取り組みます。

（４）交流内容の検討について

交流の実施にあたっては、可能であれば、本校教員が交流校へ伺い、事前打合わせを行います。児童の実態や配慮事項等を確認したり、交流時間や内容について検討したりします。本校にとっては、事前に校舎や教室の様子を知ること、児童への必要な支援を検討することができます。打合わせの場を設けることが難しい場合は、本校で準備する実施計画の様式等を用いながら、電話やFAX、メール等で検討していきます。